

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

用紙が不足した場合は、西都市役所のホームページからダウンロードできます。

西都市長 殿	申請者	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収者 指定番号		
		氏名又は 名称											連絡先の 氏名及び 所属係名 並びに 電話番号	係	
		法人番号													
年 月 日提出														電話	
地方税第321条の5の2及び西都市市税条例第46条の3の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。															
申請の前6ヶ月間の月別の給与の支払を受けた者の人員 (括弧内には、臨時雇用者の人員)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)									
	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)									
市税の滞納又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由															
申請の前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無	有 (年 月 日)	無	所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例の承認を受けていることの有無	有	無										

- ・ この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請しその承認を受けなければなりません。
- ・ この特例の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。(10日が日曜・祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日)(但し、年度途中からこの適用を受ける場合は承認された月分からの特例適用となります。例:8月承認の場合 6月分/7月分/8月から11月までの分[適用]/12月から5月までの分[適用]となります。)
- ・ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- ・ 市税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。また、この承認を受けてから、滞納したり納入が遅れたりしますと承認を取り消されることがあります。

※「法人番号」欄は、法人のみ13桁の法人番号を記入してください。個人事業主は記入不要です。

※「特別徴収者指定番号」欄は、西都市の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

※「申請の前6ヶ月間の月別の給与の支払を受けた者の人員」欄は、左欄には申請日の前6ヶ月間で給与の支払いを受けた総人員数、右欄には臨時雇用者の人員数を内数で記入してください。

※市 処理 欄	
---------------	--

<記入例> 納期の特例に関する承認申請書

用紙が不足した場合は、西都市役所のホームページからダウンロードできます。

西都市長 殿	申請者	住所(居所) 又は所在地	〒 881-0015 西都市聖陵町1丁目1番地							特別徴収者 指定番号 ※2		1234				
		氏名又は 名称	西都異動 株式会社							連絡先の 氏名及び 所属係名 並びに 電話番号	係	総務課 給与係				
		法人番号 ※1	4	5	2	0	8	4	0		3	2	1	0	0	9
令和 2 年 5 月 20 日提出														電話	0983-00-△△△△	
地方税第321条の5の2及び西都市市税条例第46条の3の規定による市民税・県民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。																
申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受けた者の人員 (括弧内には、臨時雇用者の人員) ※3	1 年 11 月分	8 人 (2 人)	2 年 1 月分	7 人 (3 人)	2 年 3 月分	9 人 (3 人)										
	1 年 12 月分	8 人 (2 人)	2 年 2 月分	7 人 (3 人)	2 年 4 月分	9 人 (3 人)										
市税の滞納又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由 ※4																
申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無	有 (年 月 日)	無	所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例の承認を受けていることの有無	有	無											

- ・ この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請しその承認を受けなければなりません。
- ・ この特例の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。(10日が日曜・祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日)(但し、年度途中からこの適用を受ける場合は承認された月分からの特例適用となります。例:8月承認の場合 6月分/7月分/8月から11月までの分[適用]/12月から5月までの分[適用]となります。)
- ・ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- ・ 市税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。また、この承認を受けてから、滞納したり納入が遅れたりしますと承認を取り消されることがあります。

※1 法人番号欄は、法人のみ13桁の法人番号を記入してください。個人事業主は記入不要です。
 ※2 西都市で特別徴収義務者の指定を受けている場合は、指定番号を記入してください。
 ※3 左欄には申請日の前6ヶ月間で給与の支払いを受けた総人員数、右欄には臨時雇用者の人員数を内数で記入してください。

※市処理欄